

東京都公報

発行
東京都

目次

- 不健全図書類の指定……………一
- ………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）……………一
- 都市計画事業の認可……………一
- ………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ………（同）……………四
- 告 示（公）……………五
- 警備員等の検定の実施（二件）……………五
- 警備員指導教育責任者講習の実施（五件）……………六
- 告 示（内水漁管）……………三
- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……………三
- 告 示（交）……………三
- 昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正……………三
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………四

公 告

- 開発行為に関する工事完了……………四
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………五
- ………（下水道局）……………五
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定（二件）……………五
- ………（同）……………五

正 誤

- 令和三年三月三日付東京都告示第二百四号……………六
- 令和三年三月三日付東京都告示第二百五号……………六

告 示

●東京都告示第二百六十二号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年三月十二日
 東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種 類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三二七	雑誌	【YKコミックス】 K keiko 五〇〇五九一〇七 株式会社少年画報社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四三二八	書籍	エクレア comic 同右	

eclair
 センパイ、いつかいだ
 け！
 株式会社MUGENU
 P

●東京都告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十二日
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の 調布都市計画道路事業三・四・十六種類及び名称 号和泉多摩川藤塚線
- 三 事業施行期間 令和三年三月十二日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 狛江市岩戸北四丁目地内

取用の部分
 使用の部分
 なし

●東京都告示第二百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

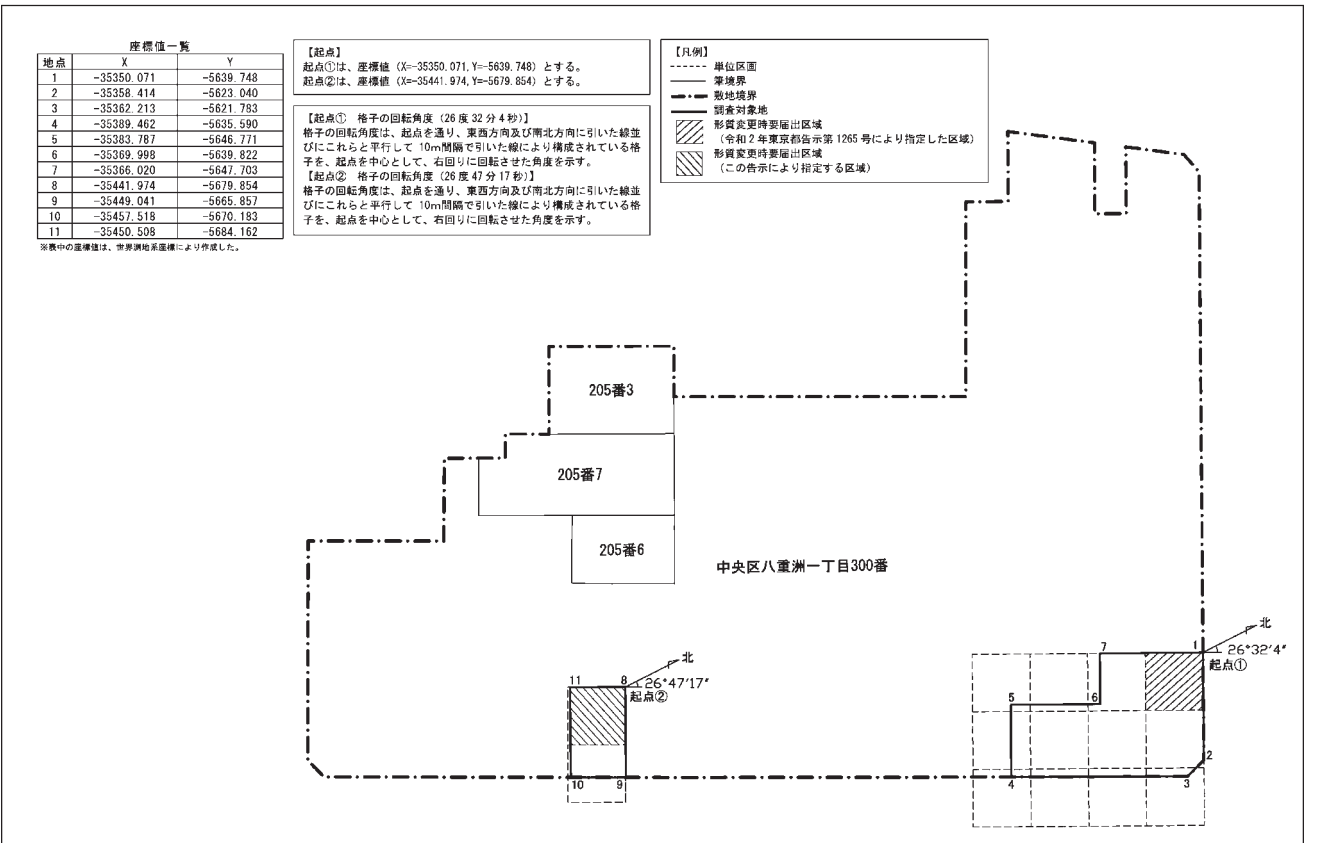
令和三年三月十二日

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (中央区八重洲一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

東京都知事 小池百合子

別図



●東京都告示第二百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十二日

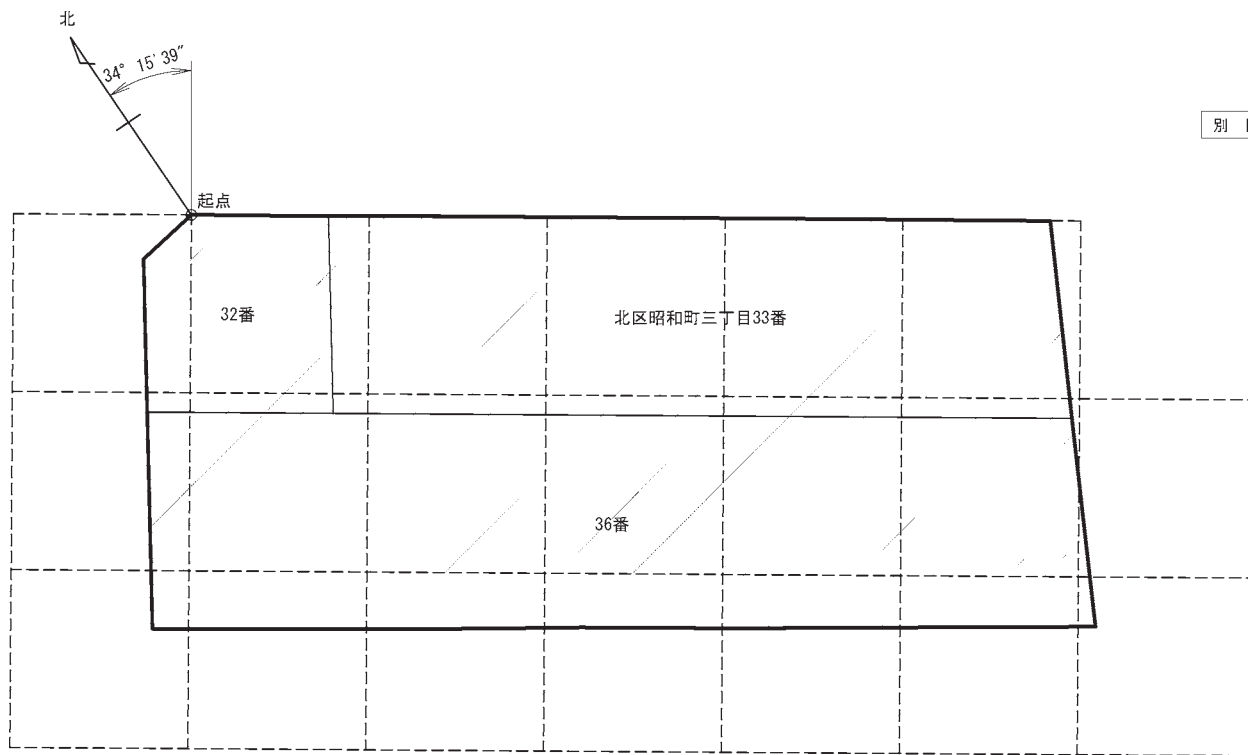
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区昭和町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域

【起点】

北区昭和町三丁目32番の最北端とする。

【格子の回転角度（34度15分39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行として10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第三百十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十二日

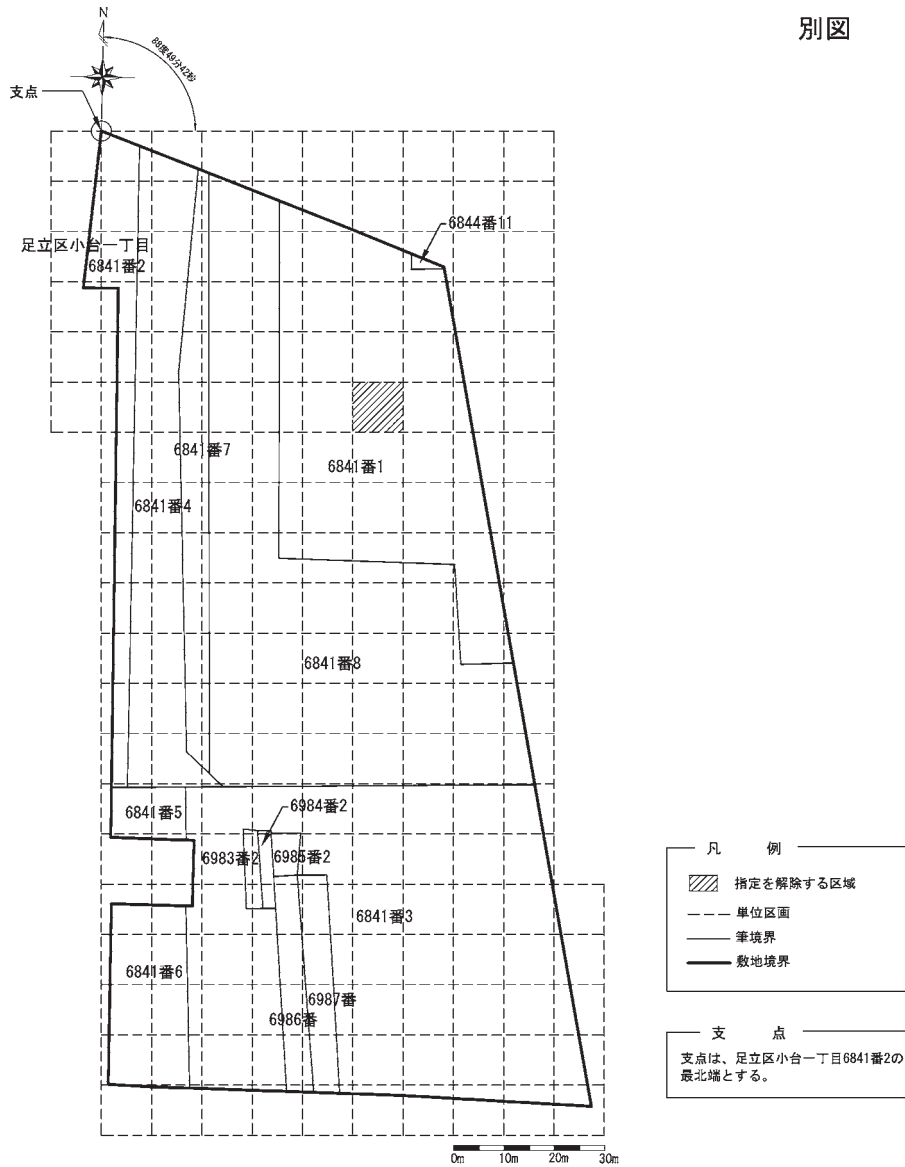
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区小台一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【格子の回転角度(88度49分42秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第90号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月12日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和3年6月19日(土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年10月16日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務(以下「施設警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)

4 検定予定人員

20名

5 受検対象者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和3年5月10日(月曜日)及び11日(火曜日)の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03(3581)8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和3年5月19日(水曜日)から同月21日(金曜日)までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

<p>当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和3年5月12日（水曜日）及び同月13日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和3年5月19日（水曜日）から同月21日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p>	<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>●東京都公安委員会告示第91号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年3月12日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和3年6月19日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和3年10月16日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p>	<p>●東京都公安委員会告示第92号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年3月12日</p>	

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和3年5月13日(木曜日)から同月21日(金曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)

4 講習予定人員

150名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安

委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4

条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに

限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第

4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の

交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に

係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第

2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日
令和3年4月7日(水曜日)及び同月8日(木曜日)の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(3837)2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和3年4月22日(木曜日)までの間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないこと

についてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

<p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p>	<p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年5月6日(木曜日)及び同月7日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第93号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和3年3月12日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子</p> <p>記 1 講習の実施期間及び時間 令和3年6月17日(木曜日)から同月24日(木曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 100名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員</p>
--	---	---

<p>等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和3年5月24日(月曜日)及び同月25日(火曜日)までの2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち80名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和3年6月7日(月曜</p>	<p>日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務</p>	<p>従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面 (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付日 令和3年6月11日(金曜日)及び同月14日(月曜日)の2日間 (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料</p>
---	--	---

<p>38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>る業務をいう。以下「4号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和3年6月8日（火曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p>	<p>という。）及び履歴書 各1通</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年6月30日（水曜日）及び同年7月1日（木曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 34,000円</p>
<p>●東京都公安委員会告示第94号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年3月12日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和3年7月7日（水曜日）から同月13日（火曜日）までの5日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に對する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止す</p>	<p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和3年6月23日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」</p>	<p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第95号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2</p>

条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月12日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和3年4月26日(月曜日)から同月28日(水曜日)までの3日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)

4 講習予定人員

70名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領
受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日
令和3年4月1日(木曜日)及び同月2日(金曜日)の2日間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会
電話 03(3837)2160

(3) 受講対象者の確定方法
受講対象者のうち45名は、次に掲げる者を優先する。
ア 現に東京都内に居住する者
イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

ウ 申込手続
電話受付予約終了後から令和3年4月15日(木曜日)までの間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類
ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通
イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通

ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

<p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者</p>	<p>に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のウに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年4月20日(火曜日)及び同月21日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 14,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第96号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」とい</p>	<p>う。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年3月12日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和3年7月12日(月曜日)及び同月13日(火曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務(人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下</p>
---	--	---

「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和3年6月9日 (水曜日)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和3年6月23日 (水曜日) までの間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育

責任者講習修了証明書の写し 1通

ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」

という。)及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和3年6月30日 (水曜日) 及び同年7月1日 (木曜日) の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

10,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百二十条

第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ (マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

令和三年三月十二日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)

四 この告示の有効期間は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。

告 示 (交)

●交通局告示第二号

昭和四十年交通局告示第十四号 (東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、令和三年三月十三日から実施する。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

表東急電鉄株式会社の項中「Greater Tokyo Pass」を「共通一日乗車券及びGreater Tokyo Pass」に改める。

●交通局告示第三号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

一 記念乗車券の名称

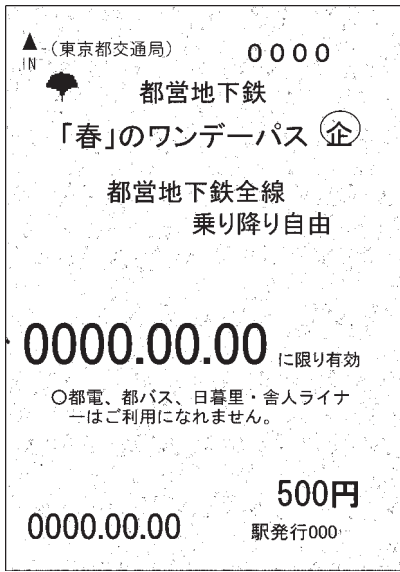
都営地下鉄「春」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用

四 記念乗車券の発売期間

令和三年三月十三日から同年五月五日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

府中市矢崎町一丁目二十八番一、同番一地先及び同番三十九号 西東京市東伏見三丁目六番十九号

代表取締役 小寺 一裕

多摩市貝取一丁目三十八番の一部、六十二番一並びに同番二及び同番三の各一部 練馬区関町東二丁目十三番十二号

代表取締役 菅野 良寛

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年三月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク

二 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十八番一号

ほか

<p>三 設置者名 株式会社セブン&アイ・アセット マネジメントほか五名</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に ついて 東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都 下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都 指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつ たので、同規程第七条の規定により公告する。 令和三年三月十二日 東京都下水道局長 和賀井 克 夫</p>	<p>Uハイム セブン二階</p>
<p>四 設置者住所 千代田区二番町八番地八ほか 株式会社そごう・西武ほか百三十 七名</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 五三四二 年十二 ツツキイ ツツキイン 月十四 ンフォテ フォテクノ 日 クノ東日 東日本株式 社 本株式会社 会社東京支 店</p>	<p>三 代表者を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 〇六四三 年十二 有株式会社 豊留 英雄 豊留 眞 月一日 豊留工業 所 同日 四一〇三 光伸テツ 仲條 敬則 神山 光男 日 ク株式会 社</p>
<p>五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社そごう・西武ほか百二十 四名</p>	<p>二 事業所の所在地を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 四四六三 年十二 株式会社 江戸川区中 月十日 エキスパ 央一丁目二 日 ト 十一番三号 四十三番十 号 セフ セオ一〇六 アー瑞江ブ ーケグラン デイ六〇四</p>	<p>同日 四八八〇 株式会社 橋本 隆司 吉田 和弘 日 ジェット 業所 東京東宮 業所 同日 五三四二 ツツキイ 鈴木 健司 宮田 稔 年十二 ンフォテ 月十四 クノ東日 日 本株式会 社</p>
<p>六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社そごう・西武ほか百二十 四名</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 五三四二 年十二 ツツキイ ツツキイン 月十四 ンフォテ フォテクノ 日 クノ東日 東日本株式 社 本株式会社 会社東京支 店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>
<p>七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社三省堂書店ほか四十一名</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 五三四二 年十二 ツツキイ ツツキイン 月十四 ンフォテ フォテクノ 日 クノ東日 東日本株式 社 本株式会社 会社東京支 店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>
<p>八 変更前の小売業者 の住所 渋谷区宇田川町二番一号（株式会 社アラックス）ほか</p>	<p>二 事業所の所在地を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 四四六三 年十二 株式会社 江戸川区中 月十日 エキスパ 央一丁目二 日 ト 十一番三号 四十三番十 号 セフ セオ一〇六 アー瑞江ブ ーケグラン デイ六〇四</p>	<p>同日 四八八〇 株式会社 橋本 隆司 吉田 和弘 日 ジェット 業所 東京東宮 業所 同日 五三四二 ツツキイ 鈴木 健司 宮田 稔 年十二 ンフォテ 月十四 クノ東日 日 本株式会 社</p>
<p>九 変更後の小売業者 の住所 渋谷区千駄ヶ谷三丁目五十九番八 号原宿第二コーポ三〇八号（株式 会社アールラボ）ほか</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 五三四二 年十二 ツツキイ ツツキイン 月十四 ンフォテ フォテクノ 日 クノ東日 東日本株式 社 本株式会社 会社東京支 店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>
<p>十 変更前の小売業者 の代表者名 亀井 忠雄（株式会社三省堂書 店）ほか</p>	<p>二 事業所の所在地を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 四四六三 年十二 株式会社 江戸川区中 月十日 エキスパ 央一丁目二 日 ト 十一番三号 四十三番十 号 セフ セオ一〇六 アー瑞江ブ ーケグラン デイ六〇四</p>	<p>同日 四八八〇 株式会社 橋本 隆司 吉田 和弘 日 ジェット 業所 東京東宮 業所 同日 五三四二 ツツキイ 鈴木 健司 宮田 稔 年十二 ンフォテ 月十四 クノ東日 日 本株式会 社</p>
<p>十一 変更後の小売業 者の代表者名 亀井 崇雄（株式会社三省堂書 店）ほか</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 五三四二 年十二 ツツキイ ツツキイン 月十四 ンフォテ フォテクノ 日 クノ東日 東日本株式 社 本株式会社 会社東京支 店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>
<p>十二 変更日 令和二年十一月二十七日ほか</p>	<p>二 事業所の所在地を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 四四六三 年十二 株式会社 江戸川区中 月十日 エキスパ 央一丁目二 日 ト 十一番三号 四十三番十 号 セフ セオ一〇六 アー瑞江ブ ーケグラン デイ六〇四</p>	<p>同日 四八八〇 株式会社 橋本 隆司 吉田 和弘 日 ジェット 業所 東京東宮 業所 同日 五三四二 ツツキイ 鈴木 健司 宮田 稔 年十二 ンフォテ 月十四 クノ東日 日 本株式会 社</p>
<p>十三 届出日 令和三年二月九日</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者 受理年 指定番号 月日 令和二 五三四二 年十二 ツツキイ ツツキイン 月十四 ンフォテ フォテクノ 日 クノ東日 東日本株式 社 本株式会社 会社東京支 店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>
<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>
<p>十五 縦覧期間 令和三年三月十二日から同年七月 十二日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例（平成元年東京都 条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>
<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>	<p>同日 四六九二 株式会社 東 辰弥 森田 猛 日 モリタケ 工務店</p>

令和三年三月十二日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地

五七一九 東京ガス 野村 邦男 練馬区錦二丁目十八

ライフバ

ルTAK

EUCH

I株式会

社

五七二〇 有限会社 扇田 三男 町田市三輪町七十八

タカシ設

備

五七二一 株式会社 笹尾有香子 板橋区常盤台一丁目

Wate

r i C r

eat e

三十八番三号 アク

アコート常盤台一〇

二 指定年月日 令和三年一月十三日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和三年三月十二日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地

五七二二 株式会社 榎府 裕康 稲城市東長沼四百二

NSK

シエル一〇一

羽村市神明台一丁目

七番地十三

瀧澤 清

菅田 貴人

港区南青山二丁目十

二番十四号 ユニマ

ツト青山ビル四階

岡本 亨

府中市若松町三丁目

二十九番地の十

株式会社 平井 康宗

八王子市めじろ台四

丁目二十九番地十一

株式会社 ネット

イノベ

シヨ

二 指定年月日 令和三年二月十日

○令和三年三月三日付東京都告示第二百四号

ページ一段一行一 誤 正

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

一 下 四

○令和三年三月三日付東京都告示第二百五号

ページ一段一行一 誤 正

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

一 下 十九

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三二)一一一一(代) 郵便番号 163-8001 定価 五〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

